○農林水産省告示第二千四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市真田甲二一九〇の一、甲二一九三、甲二一九四の一から甲二一九四の三まで、甲二一九五の一、甲二一九六、甲二一九七の一、甲二一九八、甲二四二三の四、甲二四三九、甲二四四〇の一、甲二四四一、甲二四五三、甲二四五五の一、甲二四五六の一、甲二四五七、甲二四五八の一、甲二四六〇の一、甲二七九二の七、甲二七九二の一三から甲二七九二の二〇まで、甲二七九二の二二、甲二七九二の二三、甲二七九二の二五から甲二七九二の二七まで、甲二七九二の三九、甲二七九二の四一から甲二七九二の四三まで、甲二七九二の五一、甲二七九二の五二、甲二七九二の五七、甲二七九二の五九、甲二九〇九の二、甲二九一〇の二、甲二九一〇の一四、甲二九一二、甲二九一三の一から甲二九一三の三まで

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市竹俣字桝形山三三〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字西飛山字中コミ一四六六、一四六六の子、一四六七、一四六七の丑、一四六七の寅、一四六八の子、一四六九の一、一四六九の二、一四七〇の二、一四七〇の三、一四七一、一四七六から一四七九まで、一四七七の子、字セトノ上一六四八、一六四八の二、一六四八の寅、一六五六の一、一六五六の二、字サブゾウ一六六六の子、字タブチ一九四八の二（次の図に示す部分に限る。）、一九四八の一八、一九四八の巳

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市八箇甲四〇六の一、甲四二二の一、甲四二二の三、甲四四八の一から甲四四八の三まで、甲四五一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　新潟県新発田市松岡字滑沢乙六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字滑沢乙六五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　徳島県三好市池田町白地井ノ久保一八〇五、一八一〇の一四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

井ノ久保一八〇五・一八一〇の一四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷久保六八三の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷久保六八三の三（次の図に示す部分に限る。）